

認定長期優良住宅の 完了報告書が電子申請 できるようになりました

- 令和7年10月1日から完了報告書の電子申請が可能です。
(認定を受けた長期優良住宅は建築完了後速やかに完了報告書の提出が必要です。)
- 完了報告書（細則第2号様式）の情報はフォームに入力してください。
- 確認書（細則第3号様式）の情報については、建築士による建築工事が行われた旨を確認した書面をPDFで添付してください。
- 申請された内容を確認し問題なければ受付します。
- 受付後は受付した旨を返信しますのでメールアドレスはお間違いなくご入力をお願いします。
- 疑義がある場合はその旨を返信いたします。
- 来庁不要で、いつでも、どこでも申請は可能です。
ただし、受付日は平日（閉庁日を除く）になります。

ぜひ電子申請で

お問合せ

焼津市 都市政策部 建築住宅課 建築審査担当

TEL 054-626-2161 FAX 054-626-2184

<https://12c8c18d.form.kintoneapp.com/public/yuryo-chouki-hokoku>

